

2014（平成 26）年度  
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査

報 告 書

川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室

# 目 次

I	調査概要	1 ページ
II	調査結果（まとめ）	3 ページ
III	課題及び今後の改善策	8 ページ

## 集 計 デ ー タ

1	審議会等委員への女性の参加状況 [年度別]	1 2 ページ
2	審議会等委員への女性の参加状況 [局(室)区別]	1 3 ページ
3	審議会等委員への女性の参加状況 [地方自治法根拠別]	1 4 ページ
4	審議会等委員への女性の参加状況 [会長・副会長別]	1 4 ページ
5	審議会等委員への女性の参加状況 [審議会等別]	1 5 ページ
6	各局(室)区における女性委員の参加比率分布	2 8 ページ
7	女性のいない審議会等 集計	2 9 ページ

## 調査資料

	川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱	1 ページ
	調査の実施に伴う留意事項	4 ページ
	川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査票（様式1）	5 ページ
	女性のいない審議会等の参加促進計画（様式2）	6 ページ

# 2014(平成 26)年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査について 【結果報告】

## I 調査概要

### <本調査の目的>

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の実現には、政策決定過程や様々な方針等の決定の場への女性の参画の拡大が極めて重要である。国は、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）<sup>\*1</sup>の推進として、2003（平成 15）年 6 月に男女共同参画推進本部において「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位<sup>\*2</sup>に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する」という目標（以下「『2020 年 30%』の目標」という。）を掲げた。2010（平成 22）年 12 月に閣議決定した男女共同参画基本計画（第 3 次）の中においても、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は、喫緊の課題であり、「2020 年 30%」の目標を社会全体で共有するとともに、その達成のために官民を挙げて真剣に取り組んでいかなければならない、としている。

本市では、政策・方針決定過程における女性の参画を拡大する取組として、市の審議会等委員への女性の参加を積極的に促進するために「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」（以下「参加促進要綱」という。）を 1990（平成 2）年 6 月に施行し、審議会等委員の選任にあたっては、審議会等を所管する各局（室）区の長と市民・こども局長の間で、委員が確定する前に事前に協議を実施している（以下「事前協議」という。）。

また、第 3 期川崎市男女平等推進行動計画<sup>\*3</sup>に、「平成 30 年度までに審議会等委員の女性比率が 40%なるようめざす」ことを位置付けるとともに、参加促進要綱第 3 条<sup>\*4</sup>でも目標を掲げ、達成状況を把握するため、「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査」（以下「調査」という。）を毎年実施している。

---

\*1 男女共同参画基本法第 2 条第 2 号において、積極的改善措置とは、「前号に規定する機会（男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会）に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」と規定している。

\*2 2007（平成 19）年 2 月の男女共同参画会議意見決定により、「指導的地位」の範囲を①議会議員②法人・団体等における管理職相当職以上の者及び③専門的・技術的職業のうち特に専門性の高い職業に従事する者と定められた。

\*3 男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害や性別による差別をうけることなく、ともに「自立」して、「平等」で「快適」に生きられる「男女平等のまち・かわさき」の実現を目指すため、男女平等施策を計画的かつ総合的に推進することを目的とした行動計画。平成 26 年 3 月に、第 3 期行動計画が策定された。

\*4 参加促進要綱第 3 条では、「審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、次の各号に掲げる事項を平成 30 年度までの目標とする。①審議会等委員の女性比率が 40%となるようにめざす。②女性委員のいない審議会等をなくす。③委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等を全体の 30%とする。」としている。

## <調査内容>

### (1) 「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査票」(様式1)

- |                                |                       |
|--------------------------------|-----------------------|
| ① 審議会等の名称及び所管課                 | ⑦ 女性委員の現員及び割合         |
| ② 根拠法令等                        | ⑧ 公募委員の現員及び女性委員数      |
| ③ 地方自治法による根拠                   | ⑨ 委員の任期               |
| ④ 会長及び副会長の性別及び人数 <sup>*5</sup> | ⑩ 再任の取扱い              |
| ⑤ 定数                           | ⑪ 特記事項(解消の有無等)        |
| ⑥ 現員                           | ⑫ 委員選任時における男女比への配慮の有無 |

### (2) 「女性のいない審議会等の参加促進計画」(様式2)<sup>\*6</sup>

- |                |             |
|----------------|-------------|
| ① 審議会等の名称及び所管課 | ③ 女性のいない理由  |
| ② 委員の任期        | ④ 女性の参加促進計画 |

## <調査設計>

- (1) 調査対象 全局(室)区  
 (2) 調査期間 2014(平成26)年6月9日(月)～7月11日(金)  
 (3) 調査基準日 2014(平成26)年6月1日現在

## <調査区分>

本調査の対象となる審議会等は表1のとおりとし、地方自治法(以下「地自法」という。)の根拠等に基づき審議会等の区分を次のAからDに分類している。

表1 対象となる審議会等の調査区分

区分A	<p><u>地自法第202条の3に基づき設置された審議会等</u>          (地自法第202条の3)普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。</p> <p>区分Aは、内閣府男女共同参画局が毎年実施する「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査で、平成26年4月1日現在で【法律または政令により政令指定都市に設置が義務づけられている審議会等】として、内閣府が把握した以下の21の審議会等に該当するものを指す。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 市町村防災会議</td> <td>(8) 損害評価会</td> <td>(15) 市町村国民保護協議会</td> </tr> <tr> <td>(2) 民生委員推薦会</td> <td>(9) 地方港湾審議会</td> <td>(16) 地方独立行政法人評価委員会</td> </tr> <tr> <td>(3) 国民健康保険運営協議会</td> <td>(10) 土地区画整理審議会</td> <td>(17) 感染症審査協議会</td> </tr> <tr> <td>(4) 地方社会福祉審議会</td> <td>(11) 建築審査会</td> <td>(18) 市町村都市計画審議会</td> </tr> <tr> <td>(5) 土地利用審査会</td> <td>(12) 開発審査会</td> <td>(19) 市街地再開発審査会</td> </tr> <tr> <td>(6) 地方障害者施策推進協議会</td> <td>(13) 介護認定審査会</td> <td>(20) 障害程度区分認定審査会</td> </tr> <tr> <td>(7) 公害健康被害認定審査会</td> <td>(14) 精神医療審査会</td> <td>(21) 児童福祉審査会</td> </tr> </table>	(1) 市町村防災会議	(8) 損害評価会	(15) 市町村国民保護協議会	(2) 民生委員推薦会	(9) 地方港湾審議会	(16) 地方独立行政法人評価委員会	(3) 国民健康保険運営協議会	(10) 土地区画整理審議会	(17) 感染症審査協議会	(4) 地方社会福祉審議会	(11) 建築審査会	(18) 市町村都市計画審議会	(5) 土地利用審査会	(12) 開発審査会	(19) 市街地再開発審査会	(6) 地方障害者施策推進協議会	(13) 介護認定審査会	(20) 障害程度区分認定審査会	(7) 公害健康被害認定審査会	(14) 精神医療審査会	(21) 児童福祉審査会
(1) 市町村防災会議	(8) 損害評価会	(15) 市町村国民保護協議会																				
(2) 民生委員推薦会	(9) 地方港湾審議会	(16) 地方独立行政法人評価委員会																				
(3) 国民健康保険運営協議会	(10) 土地区画整理審議会	(17) 感染症審査協議会																				
(4) 地方社会福祉審議会	(11) 建築審査会	(18) 市町村都市計画審議会																				
(5) 土地利用審査会	(12) 開発審査会	(19) 市街地再開発審査会																				
(6) 地方障害者施策推進協議会	(13) 介護認定審査会	(20) 障害程度区分認定審査会																				
(7) 公害健康被害認定審査会	(14) 精神医療審査会	(21) 児童福祉審査会																				

\*5 審議会等の会長及び副会長の女性比率を把握するため、2007(平成19)年度から調査項目として設定した。

\*6 女性委員のいない審議会等を対象としている。

区分B	<u>地自法第138条の4第3項に基づき設置された付属機関</u> (地自法第138条の4第3項) 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。
区分C	<u>地自法第174条に基づき設置された専門委員</u> (地自法第174条) 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。
区分D	<u>その他要綱等に基づき設置された協議会等</u>

なお、次に掲げる要件を満たす審議会等は除外対象としている。

- (1) 調査基準日(毎年6月1日現在)において審議会等が①未設置のもの、②休止中のもの、③審議会等が実在するが実際に委員が選任されていない状況にあるもの
- (2) その他、協議の結果、調査の対象外とみなされたもの

\*本調査および審議会等の委員選任にかかる事前協議の除外要件を縮小し、基本的にはすべての審議会等を対象とする。

## II 調査結果 (まとめ)

2014(平成26)年6月1日現在の川崎市の審議会等委員における女性の参加状況について、調査を行った結果は次のとおりである。なお、比率については、審議会等の委員総数を100.0%として算出し、小数点第2位を四捨五入している。そのため、構成比の合計が100.0%にならない場合がある。

### II-1. 委員の参加比率について

#### ◆ 女性委員の参加比率は31.5%、前年度比0.8ポイント増

- 川崎市の審議会等の委員総数3,381人のうち、女性は1,064人、男性は2,317人で、女性委員の参加比率は31.5%である。
- 前年度と比較すると、0.8ポイント増となった。

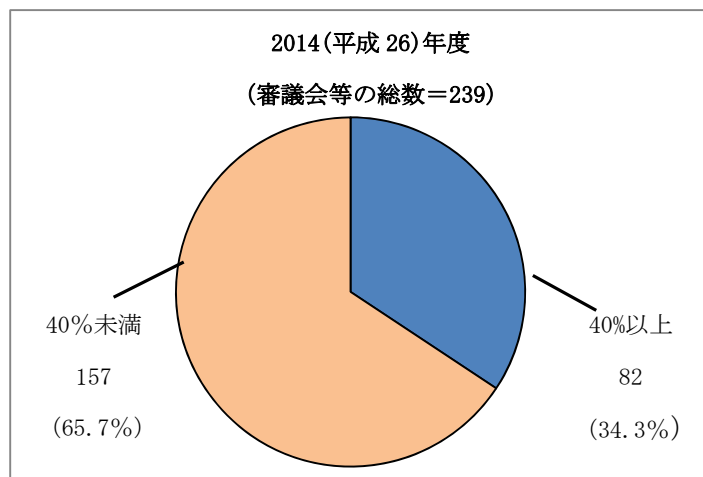
表2 川崎市の審議会等の委員総数及び参加比率(男女別)

	2014(平成26)年度		2013(平成25)年度		2012(平成24)年度	
女性	1,064人	31.5%	990人	30.7%	992人	30.2%
男性	2,317人	68.5%	2,231人	69.3%	2,294人	69.8%
総数	3,381人	100.0%	3,221人	100.0%	3,286人	100.0%

(調査時点はともに6月1日現在)

- ◆ 女性委員の参加比率 40%以上の審議会等は 82 (34.3%)、40%未満は 157 (65.7%)
- 審議会等の総数 239 のうち、女性委員の参加比率が 40%以上のものは 82 (34.3%)、40%未満のものは 157 (65.7%) である。

図1 女性委員の参加比率の目標値 40%の達成状況



- ◆ 局(室)区別の審議会等への女性委員の参加比率は、市民オンブズマン事務局が最も高く、続いて宮前区役所である。増加率は、教育委員会が 10.3 ポイント増と最も高く、続いて建設緑政局が 7.1 ポイント増となっている。
- 区役所において所管する審議会等は、女性の参加が高い市民活動団体やボランティア・グループ等の団体メンバーが委員となることがあり、一般的に女性の参加率が高くなっている。
- 2013(平成 25)年 6 月 1 日現在と比べ、女性委員の参加比率が 1 ポイント以上増加した局(室)区は 7 である。

表 3 女性委員の参加比率 (参加比率の高い順)

局(室)区名	2014(平成 26)年度 参加比率 (A)	2013(平成 25)年度 参加比率 (B)	参加比率の増減 ポイント (A - B)
市民オンブズマン事務局	75.0%	75.0%	0.0
宮前区役所	53.8%	51.4%	2.4
幸区役所	53.5%	57.0%	△ 3.5
中原区役所	49.1%	49.1%	0.0
川崎区役所	44.4%	43.7%	0.7
高津区役所	39.0%	37.0%	2.0
教育委員会	38.8%	28.5%	10.3
上下水道局	38.5%	38.5%	0.0
交通局	38.1%	34.5%	3.6

多摩区役所	37.0%	35.2%	1.8
麻生区役所	35.4%	34.3%	1.1
総合企画局	34.8%	42.9%	△ 8.1
健康福祉局	30.8%	31.9%	△ 1.1
市民・こども局	30.6%	32.8%	△ 2.2
環境局	27.8%	30.2%	△ 2.4
建設緑政局	26.1%	19.0%	7.1
財政局	23.1%	26.7%	△ 3.6
まちづくり局	21.9%	22.3%	△ 0.4
経済労働局	21.1%	21.8%	△ 0.7
病院局	15.0%	14.3%	0.7
総務局	14.0%	15.5%	△ 1.5
選挙管理委員会	12.5%	18.8%	△ 6.3
消防局	9.0%	8.8%	0.2
港湾局	3.7%	7.4%	△ 3.7
全局（室）区	31.5%	30.7%	0.8

◆ 委員が男女ほぼ同数<sup>\*7</sup>で構成されている審議会等は、64（26.8%）

- 審議会等の総数 239 のうち、審議会等の委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等は 64（26.8%）である。（表 4）
- 前年度と比較すると、審議会等の数は 2 増加し、比率としては 0.5 ポイントの減少である。

表 4 審議会等の委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等（局（室）区別）

総務局（4）	川崎区役所（4）
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市情報公開・個人情報保護審査会</li> <li>● 川崎市資産公開等審査会</li> <li>● 川崎市情報公開運営審議会</li> <li>● 川崎市公務災害補償等審査会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎区区民会議</li> <li>● いきいきかわさき区提案事業審査委員会</li> <li>● 川崎区地域福祉計画推進委員会</li> <li>● 川崎区健康づくり推進会議</li> </ul>
総合企画局（1）	幸区役所（2）
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市政策評価委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幸区区民会議</li> <li>● 幸区健康づくり推進会議</li> </ul>

<sup>\*7</sup> 参加促進要綱第 3 条では、審議会等の委員を「男女ほぼ同数で構成すること」を最終目標とし、委員総数（現員）のうち女性委員が 40～60%（男女いずれか一方の総数の 10 分の 4 未満とまらない状態）の審議会等を「ほぼ同数」としている。ただし、委員総数が 3 名の審議会等の場合は、女性委員が 1 名（33.3%）（男女いずれか 1 名いる状態）で男女ほぼ同数の審議会等とする。

<b>財政局 (3)</b>	<b>中原区役所 (4)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市不動産評価専門委員</li> <li>● 川崎市政府調達苦情検討委員会</li> <li>● 川崎市入札監視委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中原区市民提案型事業審査委員会</li> <li>● 中原区民生委員推薦区会</li> <li>● 中原区健康づくり推進会議</li> <li>● 中原区地域福祉計画推進検討会議</li> </ul>
<b>市民・子ども局 (9)</b>	<b>高津区役所 (4)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市指定特定非営利活動法人審査会</li> <li>● 川崎市外国人市民代表者会議</li> <li>● 川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会</li> <li>● 川崎市男女平等推進審議会</li> <li>● 川崎市男女共同参画センター運営委員会</li> <li>● 川崎市広報モニター委員会</li> <li>● 川崎市岡本太郎美術館資料収集委員会</li> <li>● 川崎市岡本太郎美術館資料評価委員会</li> <li>● 川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市大山街道ふるさと館運営協議会</li> <li>● 高津区協働事業提案選考・外部評価委員会</li> <li>● 高津区健康づくり推進会議</li> <li>● 高津区地域包括支援センター運営協議会</li> </ul>
	<b>宮前区役所 (3)</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 宮前区民生委員推薦区会</li> <li>● 川崎市宮前市民館運営審議会</li> <li>● 宮前区地域包括支援センター運営協議会</li> </ul>
<b>経済労働局 (4)</b>	<b>多摩区役所 (2)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市消費者行政推進委員会</li> <li>● 川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会</li> <li>● 川崎市食の安全確保対策協議会</li> <li>● 川崎市大規模小売店舗立地審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多摩区民生委員推薦区会</li> <li>● 多摩区地域福祉計画推進会議</li> </ul>
	<b>麻生区役所 (1)</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あさお福祉計画推進会議</li> </ul>
<b>環境局 (1)</b>	<b>交通局 (1)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市ごみ減量推進市民会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会</li> </ul>
<b>健康福祉局 (9)</b>	<b>教育委員会 (8)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会</li> <li>● 川崎市介護認定審査会</li> <li>● 川崎市介護保険運営協議会</li> <li>● 川崎市食育推進会議</li> <li>● 市民健康づくり運動推進会議</li> <li>● 川崎市障害者施策審議会</li> <li>● 幸地区血液対策協議会</li> <li>● 川崎市高齢者保健福祉計画策定協議会</li> <li>● 川崎市健康安全研究所倫理審査委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市立日本民家園協議会</li> <li>● 川崎市地名資料収集委員会</li> <li>● 川崎市立学校児童生徒糖尿病対策委員会</li> <li>● 川崎市立学校児童生徒結核対策委員会</li> <li>● 川崎市立図書館協議会</li> <li>● 川崎市社会教育委員会議</li> <li>● 川崎市地域日本語教育推進協議会</li> <li>● 教科用図書選定審議会</li> </ul>
	<b>オンブズマン事務局 (1)</b>
<b>まちづくり局 (3)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市市民オンブズマン専門調査員</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市開発審査会</li> <li>● 川崎市都市景観審議会</li> <li>● 川崎市地区まちづくり審議会</li> </ul>	



## II-2. 女性委員のいない審議会等について

### ◆ 女性委員のいない審議会等の数は14(5.9%)

- 女性委員のいない審議会等の数は、審議会等の総数 239 のうち 14 であり、全体の 5.9% である。
- 前年度と比較すると、審議会等の数は 6 増加、比率としては 2.4 ポイントの増加である。

表 5 女性委員のいない審議会等（局（室）区別）

[ ] 内は審議会等の区分（p.2 <表 1 調査区分>参照）

財政局（1）	健康福祉局（7）
● 川崎市作業報酬審議会 [B]	● 胃がん検診小委員会 [D]
<b>市民・こども局（1）</b>	● 大腸がん検診小委員会 [D]
● 川崎市特定不妊治療費助成事業協議会 [D]	● 乳がん検診小委員会 [D]
<b>経済労働局（1）</b>	● 肺がん検診小委員会 [D]
● 川崎市立労働会館運営委員会 [D]	● 川崎市胃がん内視鏡検診精度管理委員会 [D]
<b>まちづくり局（2）</b>	● 川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会 [D]
● 川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会 [A]	● 川崎市救急医療情報システム運営委員会 [D]
● 登戸土地区画整理事業評価員 [C]	
<b>消防局（1）</b>	<b>教育委員会（1）</b>
● 川崎市危険物保安研究会 [D]	● 橘樹郡衙調査指導委員会 [D]

### ◆ 審議会等に女性委員のいない理由として「あて職」や専門家・役職者に女性が少ないことが挙げられる

- 女性委員のいない 14 の審議会等を調査区分（P.2 表 1 参照）ごとにみると、区分 A が 1（7.1%）、区分 B が 1（7.1%）、区分 C が 1（7.1%）、区分 D が 11（78.6%）である。
- 女性の参加が進まない理由としては、要綱等において指定されている職務（いわゆる「あて職」）、必要とする分野を専門とする学識経験者、参加を依頼する関係団体の役職者に女性が少ないことが挙げられた（P.29 「7 女性委員のいない審議会等 集計」参照）。
- 女性のいない審議会等のうち、委員選任時に所管課として男女比に「配慮した」審議会等は 4（28.6%）、「配慮しなかった」審議会等は 0（0.0%）、「その他」と回答した審議会等は 10（71.4%）である\*8。

表 6 女性のいない審議会等（根拠法別、総数=14）

区分 A	1（7.1%）
区分 B	1（7.1%）
区分 C	1（7.1%）
区分 D	11（78.6%）

\*8 2004（平成 16）年度から委員選任時における男女比への配慮状況を「配慮した」「配慮しなかった」「その他」の 3 択で調査している。国の法律等で委員構成が厳密に規定されている、専門分野や管理職級に女性がいない等、所管課の取組だけでは参加を促進できない場合は「その他」を選択することとしている。

### Ⅲ 課題及び今後の改善策

#### 【現状と課題】

2001（平成13）年10月に施行した「男女平等かわさき条例」では、「社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること」を基本理念の一つとして規定している。本市では上記の理念に則り、川崎市男女平等推進行動計画に基づいて、さまざまな分野の政策・方針決定過程における女性の参画促進に向けた取組を進めている。審議会等への女性の参加促進についても、事前協議を実施し、女性委員の参加比率向上のための取組を推進してきた。

また、2014（平成26）年3月に策定した第3期男女平等推進行動計画では、審議会等への女性の参加促進については、「2018（平成30）年度までに、審議会等委員の女性比率が40%となるようめざす」、「女性委員ゼロの審議会等をなくす」、「委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等を全体の30%とする」、という目標を設定した。

今年度の参加状況調査では、審議会等における女性委員比率は31.5%と前年度の30.7%に比べ、0.8ポイント増加した。2004（平成16）年の27.4%から、10年間で4.1ポイント増と、徐々に向上しているものの、いまだ40%の目標値とは大きな隔たりがある。また、女性委員のいない審議会等の数は前年度の8から14へ増加し、男女ほぼ同数の審議会等が全体に占める割合は昨年度の27.3%より0.5ポイント減少の26.8%となった。目標値の達成に向けて、今後、一層の女性の参加促進に向けた取組が求められている。

P.28の審議会等における女性委員の参加比率分布を見ると、今年度は30.0-39.9%の区分に占める審議会等が全審議会等239のうち57（構成割合23.8%）と最も多くなった。昨年度は20.0-29.9%の区分に占める審議会等が全審議会等227のうち52（構成割合22.9%）と最も多くなっており、過去5年間の分布においても20.0-29.9%の区分に占める審議会等が最も多くなっていたことから、今年度初めて30.0-39.9%の区分が大多数を占めることになった。また、女性委員比率が20%に届かない審議会等が26.4%と全体の約4分の1を占める一方で、数名の女性委員の増員によって40%の目標値達成に手が届く30.0-39.9%の範囲にいる審議会等も多いことに留意したうえで、事前協議等の機会を通じ、審議会等ごとの現状に即した参加促進への取組を実施する必要がある。

今年度の調査結果を真摯に受け止め、女性委員の参加比率向上のためにより効果的な取組を進める必要があることから、今後も各局（室）区と協議し、次のような方策を講じていく。

## 【今後の改善策】

### 1 職員の意識向上

審議会等における柔軟かつ積極的な女性委員の登用を促進するため、参加促進要綱に基づき、人権・男女共同参画室は審議会等を所管する各局（室）区と事前協議を実施している。また、事前協議の積極的な活用を目的として、2005（平成 17）年度から事前協議書を委員の委嘱伺いの添付資料とすること、2014（平成 26）年度から男女共同参画推進員<sup>\*9</sup>（各所管局庶務担当課長）の合議の上事前協議を行うとし、事前協議制の充実に取り組んできた。しかしながら、事前協議は「委員が確定する前に」行うとされているものの、候補者の選定に時間がかかる等の理由から、事前に協議することが困難なケースが多々見受けられる。また、今回の参加状況調査で把握した審議会等のうち、人権・男女共同参画室と事前協議を実施していない担当所管課もあり、委嘱伺いの資料として添付することが十分に周知されていない状況が窺えた。

引続き、審議会等委員の女性比率向上に向けた事前協議の効果的な実施に理解を求めていく必要があることから、人権・男女共同参画室は庁内会議やホームページ等を積極的に活用し、事前協議制及び女性の参加促進の趣旨について周知を図るとともに、各局（室）区の川崎市男女共同参画推進員は、当該局（室）区の所管課へ情報提供等の働きかけをしていく。

### 2 幅広い女性候補者の確保に向けた協議

男女がともに政策・方針決定過程に積極的に参画し責任を負うとともに、市民として均等に利益を享受することができるよう、審議会等は多様な意見が公平・公正に反映されるような委員構成が必要である。事前協議では、こうした観点が十分に委員の選任の際に配慮されているかを確認し、特に女性委員の参加比率が目標値以下の場合は、その理由や実態の把握に努めている。目標値を達成できなかった理由としては、①審議会等設置根拠となる条例や要綱等に職務指定の規定があり、その職務における女性比率が低い、②委員の推薦を依頼する団体の構成メンバーに女性が少ない、③審議会等の委員資格として必要とする職種、又は専門分野に女性が少ない、といった現状から、女性の候補者が少なく、選任が困難であることが挙げられる。

こうした女性の候補者が少ない現状に対し、目標値を達成した審議会等の所管課では、「できるだけ多様な意見を審議会等に反映させるため、女性割合の高い団体に委員の推薦を依頼した。」「市民公募の選任の際に、最終選考で女性と男性が残った場合に、審議会等の委員の構成を考慮し、女性委員が少なかったことから女性を登用した。」といった取組も実施されている。組織や役職にとらわれない幅広い女性の参画機会が確保されるよう、推薦を依頼する団体や市民公募枠を増加する等の検討を行い、女性の候補者の増員に繋げていくことが重要である。特に市民公募については、「附属機関等の設置等に関する要綱」第 5 条において「附属機関等の委員を選任する際には、その設置目的、審議内容等を勘案したうえで、公募により選任された委員が含まれるよう

---

<sup>\*9</sup> 男女共同参画推進員とは、男女平等かわさき条例に基づき、男女平等施策を総合的かつ効果的に進めることを目的とし、男女平等推進の中心的な役割を担うとして、各局・区役所に 2 名ずつ設置されている。

努めるものとする」とあり、「川崎市附属機関等の委員公募実施指針」第2条では、「公募により選任する委員の人数は、附属機関等委員数の2割以上となるように努めるものとする」とされている。平成26年度の調査で把握した市民公募総数は207人であり、そのうち女性は95人、女性比率は45.9%と、男女ほぼ同数となる数値であった。一方で、3,381人の委員総数全体に占める市民公募の割合は6.1%にとどまっていた。審議会等によっては専門性の高い知識が委員に求められることから「市民公募」枠を設置していない場合もあるが、今後も、積極的な「市民公募」の活用を通じ、幅広く女性の人材を発掘することが必要である。

各局（室）区の所管課は事前協議を通じ、女性の参加促進の意義を再確認するとともに、審議会等で取り扱う分野や構成団体の性質を考慮したうえで、選任において直面している課題等を人権・男女共同参画室と共有し、①職務指定の必要性を検討し、可能なものについては職務指定の規定の緩和・廃止等の見直し、②公募委員等の職務指定者以外の参加枠の設置、③推薦依頼をする団体候補等の拡充、など柔軟かつ実効性のある積極的な女性委員の登用を協議し、男女平等に配慮した委員の選任を実施していく。

### 3 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

審議会等の委員は特定の分野への専門的知識や見識が問われることから、必要に応じて役職等の経験や実績を積んだ者が任命されることも多く、委員の構成には市の管理職や推薦を依頼する団体・事業者における女性比率が影響する。事前協議を通じ、可能な限り職務指定の緩和・廃止等の見直しを検討していくとともに、市や団体の管理職に占める女性の割合を上げる取組も、審議会等委員への女性委員の参加比率を向上させる上で重要である。本市では、第3期行動計画で政策・方針決定過程への女性の参画の推進として、市役所における女性の管理職比率や校長・教頭に占める女性比率の向上、市の関係団体・企業・地域に対して方針決定過程への女性の参加促進の取組に向けた情報提供等の取組を、施策として位置付け推進している。今後も、審議会等委員への女性参加促進の取組と並行して、市役所・企業・地域活動等における女性の職域拡大や登用への取組を推進し、あらゆる分野で男女ともにリーダーシップを発揮しうる環境の整備に努めていく。

また、政策・方針決定過程への女性の参画促進には、必要な範囲において積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進していくことも重要である。国は、第3次男女共同参画基本計画において、「性別を基準に一定の人数や比率を割り当てるクォーター制」、「女性の参画拡大に関する一定の目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力するゴール・アンド・タイムテーブル方式」など多種多様な手段を検討し、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を実施することを推進している。川崎市では、第3期行動計画で、「2018（平成30）年までに審議会等の女性委員の比率を40%にする」、「市役所における女性の管理職比率（課長級）を25%にする」といったゴール・アンド・タイムテーブル方式による積極的改善措置を進めている。しかしながら、審議会等における女性委員比率や管理職比率は目標値と隔たりがあることから、政策・方針決定過程への女性の参画が十分に確保されているとはいえ、今後より一層の取組が

必要である。人権・男女共同参画室は、引続き必要な分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）について、所管課に理解を求めつつ、審議会等委員を含む政策・方針決定過程への女性の参加促進への積極的な取組を促すなど働きかけを行っていく。

# 集 計 デ ー タ

# 1 審議会等委員への女性の参加状況〔年度別〕

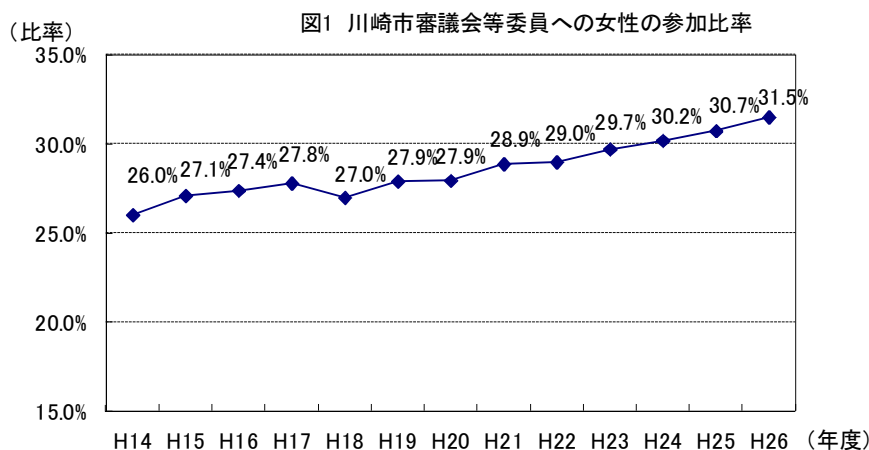
毎年6月1日現在

	審議会等の数	女性委員のいない 審議会等の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率 (%)
1988(昭和63)年度	106	50	2,944	396	2,548	13.5%
1989(平成元)年度	116	54	3,221	425	2,796	13.2%
1990(平成2)年度	129	53	3,389	486	2,903	14.3%
1991(平成3)年度	122	40	3,223	527	2,696	16.4%
1992(平成4)年度	123	42	3,420	560	2,860	16.4%
1993(平成5)年度	201	53	3,373	607	2,766	18.0%
1994(平成6)年度	200	46	3,288	587	2,701	17.9%
1995(平成7)年度	219	42	3,730	746	2,984	20.0%
1996(平成8)年度	243	36	3,990	828	3,162	20.8%
1997(平成9)年度	233	36	3,704	841	2,863	22.7%
1998(平成10)年度	244	27	3,747	904	2,843	24.1%
1999(平成11)年度	217	27	3,104	705	2,399	22.7%
2000(平成12)年度	213	25	3,334	808	2,526	24.2%
2001(平成13)年度	213	22	3,304	796	2,508	24.1%
2002(平成14)年度	214	18	3,254	847	2,407	26.0%
2003(平成15)年度	215	22	3,339	905	2,434	27.1%
2004(平成16)年度	207	21	3,184	872	2,312	27.4%
2005(平成17)年度	188	16	2,892	804	2,088	27.8%
2006(平成18)年度	185	18	2,848	769	2,079	27.0%
2007(平成19)年度	213	15	3,079	858	2,221	27.9%
2008(平成20)年度	214	13	3,067	857	2,210	27.9%
2009(平成21)年度	214	14	3,100	895	2,205	28.9%
2010(平成22)年度	221	17	3,191	925	2,266	29.0%
2011(平成23)年度	227	12	3,242	963	2,279	29.7%
2012(平成24)年度	234	10	3,286	992	2,294	30.2%
2013(平成25)年度	227	8	3,221	990	2,231	30.7%
2014(平成26)年度	239	14	3,381	1,064	2,317	31.5%

\*「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」は平成2年6月1日施行。

\*すべての審議会等を調査対象としている。ただし平成11年度から平成22年度の間は、議会の同意あるいは選挙を委員選任の要件とする等、一定の要件を満たす審議会等を除外した。

\*平成26年度から審議会等委員における女性比率の目標値が40%に変更となっている。



## 2 審議会等委員への女性の参加状況〔局(室)別〕

No.	局(室)区名	審議会等の数と前年度比(ア)	委員数が男女ほぼ同数の審議会等の数と全審議会数に占める割合(イ)	女性委員が40%に満たない審議会等の数と全審議会数に占める割合(ウ)	(ア)のうち女性委員のいない審議会等の数(エ)	審議会等委員の総数(オ)	女性委員数(カ)	女性委員の参加比率と前年度比(キ)
1	総務局	13 ( △2 )	4 ( 30.8% )	8 ( 61.5% )	0	299	42	14.0% ( △1.5 )
2	総合企画局	3 ( 1 )	1 ( 33.3% )	2 ( 66.7% )	0	23	8	34.8% ( △8.1 )
3	財政局	6 ( △1 )	3 ( 50.0% )	3 ( 50.0% )	1	26	6	23.1% ( △3.6 )
4	市民・子ども局	28 ( 2 )	9 ( 32.1% )	19 ( 67.9% )	1	314	96	30.6% ( △2.2 )
5	経済労働局	14 ( 0 )	4 ( 28.6% )	10 ( 71.4% )	1	190	40	21.1% ( △0.7 )
6	環境局	6 ( 0 )	1 ( 16.7% )	5 ( 83.3% )	0	108	30	27.8% ( △2.4 )
7	健康福祉局	54 ( 11 )	9 ( 16.7% )	44 ( 81.5% )	7	967	298	30.8% ( △1.1 )
8	まちづくり局	12 ( △1 )	3 ( 25.0% )	9 ( 75.0% )	2	137	30	21.9% ( △0.4 )
9	建設緑政局	2 ( 0 )	0 ( 0.0% )	2 ( 100.0% )	0	23	6	26.1% ( 7.1 )
10	港湾局	1 ( 0 )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	0	27	1	3.7% ( △3.7 )
11	川崎区役所	8 ( 0 )	4 ( 50.0% )	2 ( 25.0% )	0	90	40	44.4% ( 0.7 )
12	幸区役所	9 ( 1 )	2 ( 22.2% )	4 ( 44.4% )	0	101	54	53.5% ( △3.5 )
13	中原区役所	9 ( 0 )	4 ( 44.4% )	3 ( 33.3% )	0	106	52	49.1% ( 0.0 )
14	高津区役所	10 ( △1 )	4 ( 40.0% )	5 ( 50.0% )	0	118	46	39.0% ( 2.0 )
15	宮前区役所	9 ( 0 )	3 ( 33.3% )	3 ( 33.3% )	0	106	57	53.8% ( 2.4 )
16	多摩区役所	9 ( 0 )	2 ( 22.2% )	6 ( 66.7% )	0	108	40	37.0% ( 1.8 )
17	麻生区役所	8 ( 0 )	1 ( 12.5% )	6 ( 75.0% )	0	99	35	35.4% ( 1.1 )
18	上下水道局	1 ( 0 )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	0	13	5	38.5% ( 0.0 )
19	交通局	3 ( △1 )	1 ( 33.3% )	2 ( 66.7% )	0	21	8	38.1% ( 3.6 )
20	病院局	2 ( 1 )	0 ( 0.0% )	2 ( 100.0% )	0	20	3	15.0% ( 0.7 )
21	消防局	4 ( 0 )	0 ( 0.0% )	4 ( 100.0% )	1	67	6	9.0% ( 0.2 )
22	教育委員会	25 ( 2 )	8 ( 32.0% )	15 ( 60.0% )	1	394	153	38.8% ( 10.3 )
23	選挙管理委員会	1 ( 0 )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	0	16	2	12.5% ( △6.3 )
24	オンブズマン事務局	2 ( 0 )	1 ( 50.0% )	0 ( 0.0% )	0	8	6	75.0% ( 0.0 )
計		239 ( 12 )	64 ( 26.8% )	157 ( 65.7% )	14	3,381	1,064	31.5% ( 0.8 )

\* 委員総数が3名の審議会等の場合は、女性委員1名(33.3%)で男女ほぼ同数の審議会等(イ)とし、40%(目標値)に満たない審議会等(ウ)から除外する。

\* 全28局(室)区に対し調査を行った結果、対象とする審議会等を所管する局(室)区は24であった。

\* 目標値(40%)を達成している局(室)区は川崎区役所、幸区役所、中原区役所、宮前区役所、オンブズマン事務局であった。

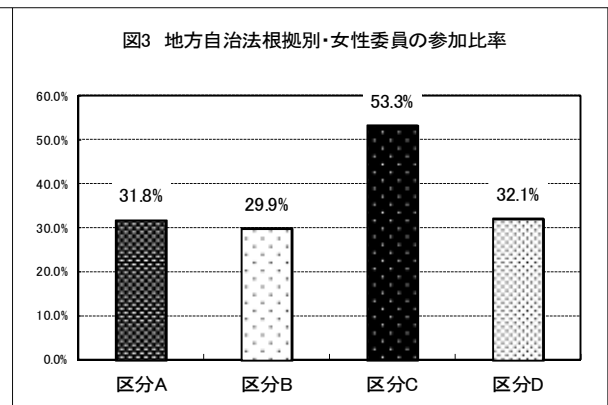
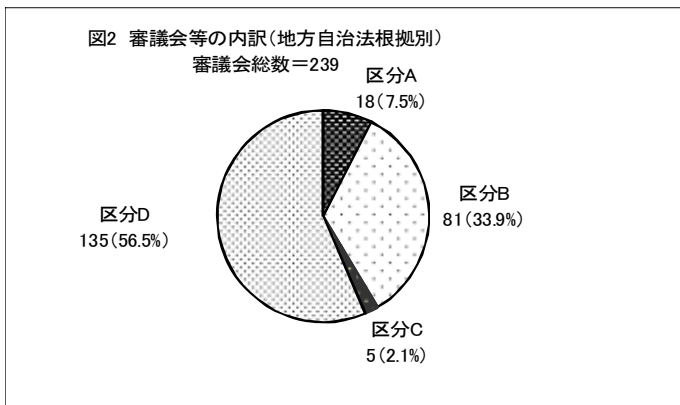


### 3 審議会等委員への女性の参加状況〔地方自治法根拠別〕

※地方自治法に基づく区分の詳細については、p.2参照。

参加促進要綱による集計

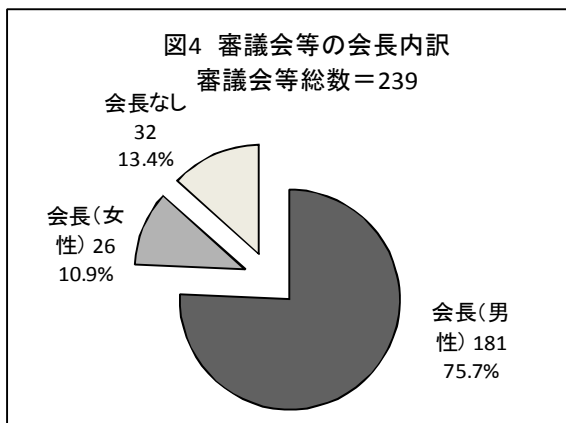
根拠別	審議会等の総数	女性を含む審議会の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率
区分A(地自法第202条の3)	18	17	613	195	418	31.8%
区分B(地自法第138条の4第3項)	81	80	1,056	316	740	29.9%
区分C(地自法第174条)	5	4	15	8	7	53.3%
(法律・条令 小計)	104	101	1,684	519	1,165	30.8%
区分D(その他要綱等)	135	124	1,697	545	1,152	32.1%
合計	239	225	3,381	1,064	2,317	31.5%



\* 要綱等をもとに設置している審議会等が135(56.5%)と最も多い。

### 4 審議会等委員への女性の参加状況〔会長・副会長別〕

	審議会等数	全審議会等に占める割合	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性委員の参加比率
会長を置いている	207	86.6%	207	26	181	12.6%
副会長を置いている	175	73.2%	191	61	130	31.9%



\* 会長を置いている審議会等は全審議会等239のうち207で、女性の会長は26人(12.6%)である。

\* 副会長を置いている審議会等は全審議会等239のうち175で、女性の副会長は61人(31.9%)である。

\* 副会長は複数名の審議会等もあるため、副会長を置いている審議会等数よりも副会長総数の方が多くなっている。

5 審議会等委員の女性の参加状況

[審議会等別]

平成26年6月1日現在

区分A：地方自治法第202条の3  
 区分B：地方自治法第138条の4第3項  
 区分C：地方自治法第174条  
 区分D：その他要綱等

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募のうち 女性委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等	
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)		年	月	日				
<b>総務局</b>																
1	川崎市情報公開・個人情報保護審査会	行政情報課	8	7	3	42.9%	0	0	2	26	10	17	あり	B	川崎市情報公開条例	
2	川崎市資産公開等審査会	行政情報課	7	5	2	40.0%	1	0	2	27	10	31	あり	B	川崎市資産公開等審査会条例	
3	川崎市個人情報保護委員	行政情報課	3	1	1	100.0%	0	0	2	27	12	31	あり	C	川崎市個人情報保護条例	
4	川崎市情報公開運営審議会	行政情報課	15	15	6	40.0%	3	1	2	27	12	31	あり	B	川崎市情報公開条例	
5	川崎市公務災害補償等認定委員会	職員厚生課	5	5	1	20.0%	0	0	3	28	1	31	あり	B	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	
6	川崎市公務災害補償等審査会	職員厚生課	3	3	1	33.3%	0	0	3	28	1	31	あり	B	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	
7	川崎市職員衛生管理審査委員会	職員厚生課	若干名	11	2	18.1%	0	0	なし					D	川崎市職員安全衛生管理規則	
8	川崎市防災会議	危機管理室	70以内	64	5	7.8%	0	0	2年または任期なし	28	3	31	あり	A	災害対策基本法・川崎市防災会議条例	
9	川崎市防災会議幹事会	危機管理室	若干名	63	7	11.1%	0	0	2年または任期なし	28	3	31	あり	D	川崎市防災会議条例・川崎市防災会議運営要綱	
10	川崎市国民保護協議会	危機管理室	55以内	53	5	9.4%	0	0	2	28	3	16	あり	A	国民保護法・川崎市国民保護協議会条例	
11	川崎市国民保護協議会幹事会	危機管理室	55以内	50	6	12.0%	0	0	2	28	3	16	あり	D	川崎市国民保護協議会運営要綱	
12	川崎市防災対策検討委員会	危機管理室	なし	7	1	14.3%	0	0	検討の終了まで				あり	D	川崎市防災対策検討委員会設置要綱	
13	川崎市防災協力連絡会	危機管理室	15	15	2	13.3%	0	0	2	28	3	31	あり	D	川崎市防災協力連絡会設置要綱	
—	川崎市行財政改革委員会	行財政改革室	10	10	2	20.0%	0	0	3	26	3	31		D	川崎市行財政改革委員会設置要綱	
—	川崎市行財政改革委員会市民部会	行財政改革室	10	7	3	42.9%	3	0	3	26	3	31		D	川崎市行財政改革委員会設置要綱	
総務局合計(審議会数:13)				299	42	14.0%	4	1								
<b>総合企画局</b>																
1	川崎市事業評価検討委員会	企画調整課	5	5	1	20.0%	0	0	2	27	6	30	あり	D	川崎市事業評価検討委員会設置要綱	
2	川崎市政策評価委員会	企画調整課	8	8	4	50.0%	3	1	2	27	9	30	あり	D	川崎市政策評価委員会設置要綱	
—	川崎市自治推進委員会	自治推進部	6以内	4期終了後5期準備中											D	川崎市自治推進委員会設置要綱
3	川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会	自治推進部	10	10	3	30.0%	2	1	1年3カ月	27	3	31		D	川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会設置要綱	

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)		年	月	日			
総合企画局合計(審議会数:3)				23	8	34.8%	5	2							
<b>財政局</b>															
—	財政に関する研究会	財政課	4	6月1日現在対象なし。7月選任予定										D	川崎市財政に関する研究会設置要綱
1	川崎市土地利用審査会	資産運用課	7	7	2	28.6%	0	0	3	28	10	31	あり	A	国土利用計画法、 川崎市土地利用審査会条例
2	川崎市不動産評価専門委員	資産運用課	3	3	1	33.3%	0	0	2	27	7	31	あり	C	不動産評価専門委員に関する要綱、 川崎市不動産評価委員会規程
3	川崎市資産改革検討委員会	資産運用課	5	5	1	20.0%	0	0	1	27	3	31	あり	D	川崎市資産改革検討委員会設置要綱
—	ネーミングライツ検討委員会	資産運用課	常設でないため未入力											D	ネーミングライツ検討委員会設置要綱
4	川崎市作業報酬審議会	契約課	5以内	5	0	0.0%	0	0	2	27	2	28	あり	B	川崎市契約条例
5	川崎市政府調達苦情検討委員会	契約課	3	3	1	33.3%	0	0	3	29	4	4	あり	D	川崎市政府調達苦情検討委員会設置要綱
6	川崎市入札監視委員会	契約課	3	3	1	33.3%	0	0	3	29	4	4	あり	D	川崎市入札監視委員会設置要綱
—	戦略的資金管理推進検討委員会	資金課	平成25年度末で廃止											D	戦略的資金管理推進検討委員会設置要綱
財政局合計(審議会数:6)				26	6	23.1%	0	0							
<b>市民・子ども局</b>															
—	川崎市自治功労者選考委員会	市民活動推進課	5	6月1日現在未選任						委嘱された日から自治功 労賞贈呈式の日まで			あり	D	川崎市自治功労者表彰要綱
1	川崎市指定特定非営利活動法人審査会	市民活動推進課	6以内	6	3	50.0%	0	0	2	26	8	31	あり	B	川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け 入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例
2	川崎市交通安全対策会議	地域安全推進課	20	20	1	5.0%	0	0	2	27	6	30	あり	B	交通安全対策基本法、 川崎市交通安全対策会議条例
3	かわさき人権施策推進協議会	人権・男女共同参画室	20	13	5	38.5%	3	0	2	28	3	31	あり	D	かわさき人権施策推進協議会設置要綱
4	川崎市外国人市民代表者会議	人権・男女共同参画室	26以内	26	12	46.0%	26	12	2	28	3	31	あり	B	川崎市外国人市民代表者会議条例
5	川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会	人権・男女共同参画室	5以内	5	3	60.0%	0	0	2	26	8	31	あり	D	川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱、川崎市 外国人市民代表者会議代表者選考委員会設置要領
6	川崎市多文化共生施策検討委員会	人権・男女共同参画室	5以内	5	1	20.0%	0	0	3	29	3	31	あり	D	川崎市多文化共生施策検討委員会設置要綱
7	川崎市子どもの権利委員会	人権・男女共同参画室	10以内	9	3	30.0%	1	0	3	28	9	30	あり	B	川崎市子どもの権利に関する条例
8	川崎市男女平等推進審議会	人権・男女共同参画室	13	13	7	53.8%	2	1	2	27	3	31	あり	B	男女平等かわさき条例
9	川崎市男女共同参画センター運営委員会	人権・男女共同参画室	10	10	5	50.0%	2	1	2	26	9	30	あり	B	川崎市男女共同参画センター条例
10	川崎市平和館運営委員会	平和館	16	16	4	25.0%	0	0	2	26	9	30	あり	B	川崎市平和館条例、川崎市平和館情勢施行規則
11	平和推進補助事業選定委員会	平和館	5	5	1	20.0%	0	0	2	28	3	31	あり	D	核兵器廃絶・軍縮等を求める平和推進事業に係る 補助要綱、平和推進補助事業選定委員会設置要綱

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)		年	月	日			
12	川崎市広報モニター委員会	シティセールス・広報室	15	15	7	46.7%	7	5	2	27	3	31	あり	D	川崎市広報モニター委員会設置要綱
—	川崎市イメージアップ事業認定審査会	シティセールス・広報室	5	6月1日現在未選任					1				あり	D	川崎市イメージアップ事業認定審査会設置要綱
13	川崎市スポーツ推進審議会	市民スポーツ室	15	15	4	26.7%	2	1	2	28	4	30	あり	B	スポーツ基本法第31条、川崎市スポーツ推進審議会条例、川崎市スポーツ推進審議会条例施行規則
14	川崎市文化芸術振興会議	市民文化室	10以内	9	3	33.3%	2	0	3	26	9	30	あり	B	川崎市文化芸術振興条例
15	川崎市市民ミュージアム協議会	市民ミュージアム	10	9	2	22.2%	2	1	2	28	5	31	あり	B	川崎市市民ミュージアム条例
—	川崎市市民ミュージアム資料等収集委員会	市民ミュージアム		6月1日現在未選任									あり	D	川崎市市民ミュージアム資料等収集委員会設置要綱
16	川崎市岡本太郎美術館協議会	岡本太郎美術館	10以内	9	3	33.3%	2	0	2	27	5	31	あり	B	川崎市岡本太郎美術館条例、川崎市岡本太郎美術館条例施行規則
17	川崎市岡本太郎美術館資料収集委員会	岡本太郎美術館	3以内	3	1	33.3%	0	0	2	26	9	30	あり	D	川崎市岡本太郎美術館資料収集委員会設置要綱
18	川崎市岡本太郎美術館資料評価委員会	岡本太郎美術館	3以内	3	1	33.3%	0	0	2	26	9	30	あり	D	川崎市岡本太郎美術館資料評価委員会設置要綱
19	川崎市青少年の家運営協議会	青少年育成課	10以内	10	3	30.0%	1	0	2	28	4	30	あり	B	川崎市青少年の家条例
20	川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会	青少年育成課	10以内	10	4	40.0%	2	2	2	27	4	30	あり	B	川崎市黒川青少年野外活動センター条例、川崎市黒川青少年野外活動センター条例施行規則、川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会規則
21	川崎市少年自然の家運営協議会	青少年育成課	10以内	10	1	10.0%	2	0	2	27	4	30	あり	B	川崎市少年自然の家条例
22	川崎市放課後子どもプラン推進委員会	青少年育成課	なし	9	3	33.3%	0	0	2	27	7	31	あり	D	川崎市放課後子どもプラン推進委員会設置要綱
23	川崎市青少年問題協議会	青少年育成課	35以内	28	6	21.4%	0	0	2	26	8	31	あり	B	地方青少年問題協議会法、川崎市青少年問題協議会条例、川崎市青少年問題協議会条例施行規則
24	児童福祉審議会	こども福祉課	20	20	7	35.0%	0	0	2	28	3	31	あり	A	児童福祉法
25	川崎市母子保健運営協議会	こども家庭課	18以内	15	1	6.7%	0	0	2	27	3	31	あり	D	川崎市母子保健運営協議会設置要綱
26	川崎市特定不妊治療費助成事業協議会	こども家庭課	5	5	0	0.0%	0	0	2	28	3	31	あり	D	川崎市特定不妊治療費助成事業協議会設置要綱
27	川崎市小児慢性特定疾患協議会	こども家庭課	7	7	2	28.6%	0	0	2	26	9	30	あり	D	川崎市小児慢性特定疾患協議会設置要綱
28	川崎市保育園在園児等健康管理委員会	保育課	10	9	3	33.3%	0	0	2	27	3	31	あり	D	川崎市保育園在園児の健康管理要綱
—	川崎市市民活動推進委員会	市民活動推進課	平成24年度任期終了後、休止中											D	川崎市市民活動推進委員会設置要綱
市民こども局合計(審議会数:28)				314	96	30.6%	54	23							
<b>経済労働局</b>															
1	川崎市産業振興協議会	産業政策部企画課	20	20	3	15.0%	0	0	2	26	8	31	あり	D	川崎市産業振興協議会設置要綱
2	川崎市消費者行政推進委員会	産業政策部消費者行政センター	9以内	9	4	44.4%	1	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例
3	川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会	産業政策部消費者行政センター	10以内	9	5	55.6%	0	0	1年 8ヶ月	27	3	31	あり	B	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)		年	月	日			
4	川崎市食の安全確保対策協議会	産業政策部消費者行政セ ンター	10以内	10	5	50.0%	1	1	2	26	10	31	あり	D	川崎市食の安全確保対策協議会設置要綱
5	川崎市大規模小売店舗立地審議会	産業振興部商業観光課	7	5	2	40.0%	0	0	2	28	5	31	あり	B	川崎市大規模小売店舗立地審議会条例
—	かわさき「農」の新生プラン推進会議	農業振興課	15	H26.6.1 未設置									あり	D	かわさき「農」の新生プラン推進会議設置要綱
6	かわさきマイスター選考委員会	労働雇用部	10	8	3	37.5%	0	0	3	27	3	31	あり	D	川崎市マイスター事業要綱
7	川崎市生活文化会館運営委員会	労働雇用部	11	10	3	30.0%	0	0	2	26	10	31	あり	D	川崎市生活文化会館条例・運営委員会要綱
8	川崎市技能功労者等選考委員会	労働雇用部		32	3	9.4%	0	0	2	26	8	31	あり	D	川崎市技能功労者等選考委員会要領
9	川崎市勤労者福祉共済運営協議会	労働雇用部	30以内	17	5	29.4%	0	0	2	26	8	31	あり	B	川崎市勤労者福祉条例
10	川崎市立労働会館運営委員会	労働雇用部	10	9	0	0.0%	0	0	2	28	3	31	あり	D	川崎市立労働会館運営委員会要綱
11	川崎市労働問題協議会	労働雇用部	20	20	3	15.0%	0	0	2	27	3	31	あり	D	川崎市労働問題協議会要綱
—	川崎市労働災害防止研究集会運営委員会	労働雇用部	15	0	0	0.0%	0	0	8ヶ月	26	3	31	あり	D	川崎市労働災害防止研究集会設置要綱
12	川崎市中央卸売市場開設運営協議会	中央卸売市場北部市場管 理課	20	11	2	18.2%	0	0	2	27	3	1	あり	B	卸売市場法、川崎市中央卸売業務条例、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則
13	川崎市中央卸売市場取引委員会	中央卸売市場北部市場業 務課	18	18	1	5.6%	0	0	2	28	5	31	あり	B	卸売市場法第13条の2、業務条例第80条の2～5、 条例施行規則第106条の2～5
14	川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会	中央卸売市場北部市場管 理課	13	12	1	8.3%	0	0	2	27	3	1	あり	B	川崎市地方卸売市場業務条例、川崎市地方卸売市 場業務条例施行規則
経済労働局合計(審議会数:14)				190	40	21.1%	2	1							
<b>環境局</b>															
1	川崎市環境審議会	環境調整課	30以内	30	5	16.7%	6	0	2	28	2	29	あり	B	川崎市環境基本条例
2	環境パートナーシップかわさき	環境調整課	30以内	30	11	36.7%	6	2	2	27	12	31	あり	D	環境パートナーシップかわさき設置要綱
3	川崎市環境影響評価審議会	環境評価室	20以内	20	3	15.0%	2	1	2	26	11	30	あり	B	川崎市環境影響評価に関する条例
4	川崎市廃棄物処理施設専門家会議	廃棄物指導課	7	6	2	33.3%	0	0	2	28	3	31	あり	B	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、川崎市廃棄物処理施設設置 許可等に関する要綱、川崎市廃棄物処理施設専門家会議設置要領
5	汚染土壌処理施設等専門家会議	環境対策課	5以内	4	1	25.0%	0	0	2	26	12	31	あり	D	汚染土壌処理施設等専門家会議要綱
6	川崎市ごみ減量推進市民会議	減量推進課	20	18	8	44.4%	2	1	2	28	3	31	あり	D	川崎市ごみ減量推進市民会議設置要綱
環境局合計(審議会数:6)				108	30	27.8%	16	4							
<b>健康福祉局</b>															
1	川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会	企画課	6	3	1	33.3%	0	0	2	27	1	31	あり	D	川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会 設置要綱

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)		年	月	日			
2	川崎市介護認定審査会	介護保険課	300 以内	254	129	50.8%	0	0	2	27	3	31	あり	A	介護保険法、介護保険法施行令、川崎市介護保険 条例
3	介護保険運営協議会	介護保険課	20	20	9	45.0%	4	2	3	27	6	30	あり	B	川崎市介護保険条例、川崎市介護保険運営協議会 規則
4	川崎市歯科保健・医療・福祉推進協議会	健康増進課	60	46	6	13.0%	0	0	2	27	3	31	あり	D	川崎市歯科保健・医療・福祉推進協議会設置要綱
5	川崎市食育推進会議	健康増進課	19以内	19	10	52.6%	2	2	2	27	6	30	あり	B	川崎市食育推進会議条例
6	川崎市地域・職域連携推進協議会	健康増進課	20以内	13	5	38.5%	0	0	2	27	6	30	あり	D	川崎市地域・職域連携推進協議会設置要綱
7	市民健康づくり運動推進会議	健康増進課	18以内	18	9	50.0%	2	2	2	27	5	31	あり	D	市民健康づくり運動推進会議設置運営要領
8	胃がん検診小委員会	健康増進課	8以内	8	0	0.0%	0	0	2	27	11	30		D	市民健康づくり運動推進会議設置運営要領
9	大腸がん検診小委員会	健康増進課	8以内	8	0	0.0%	0	0	2	27	11	30		D	市民健康づくり運動推進会議設置運営要領
10	子宮がん検診小委員会	健康増進課	8以内	8	1	12.5%	0	0	2	27	11	30		D	市民健康づくり運動推進会議設置運営要領
11	乳がん検診小委員会	健康増進課	8以内	8	0	0.0%	0	0	2	27	11	30		D	市民健康づくり運動推進会議設置運営要領
12	肺がん検診小委員会	健康増進課	8以内	8	0	0.0%	0	0	2	27	11	30		D	市民健康づくり運動推進会議設置運営要領
13	川崎市乳がん検診精度管理委員会	健康増進課	12以内	12	2	16.7%	0	0	2	27	6	30		D	川崎市乳がん検診精度管理委員会設置要綱
14	川崎市胃がん内視鏡検診精度管理委員会	健康増進課	12以内	9	0	0.0%	0	0	2	28	4	30		D	川崎市胃がん内視鏡検診精度管理委員会設置要 綱
15	川崎市公害健康被害認定審査会	環境保健課	15	15	2	13.3%	0	0	2	26	9	30	あり	A	公害健康被害の補償等に関する法律第45条、川崎 市公害健康被害認定審査会条例
16	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	環境保健課	6	6	1	16.7%	0	0	2	26	9	30	あり	B	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会条例
17	川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会	環境保健課	6	6	1	16.7%	0	0	2	28	3	31	あり	B	川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例
18	川崎市感染症診査協議会	健康危機管理担当	18以内	16	2	12.5%	0	0	2	27	3	31	あり	A	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 する法律第24条、川崎市感染症診査協議会条例
19	川崎市感染症対策協議会	健康危機管理担当	21以内	21	1	4.8%	0	0	2	27	3	31	あり	D	川崎市感染症対策協議会設置要綱
20	川崎市結核対策推進会議	健康危機管理担当	20以内	20	4	20.0%	0	0	2	27	5	31	あり	D	川崎市結核対策推進会議設置要綱
21	川崎市エイズ対策推進協議会	健康危機管理担当	20以内	17	4	23.5%	0	0	2	27	5	31	あり	D	川崎市エイズ対策推進協議会設置要綱
22	川崎市予防接種運営委員会	健康危機管理担当	25	25	5	20.0%	0	0	2	27	5	31	あり	B	川崎市予防接種運営委員会条例
23	川崎市民生委員推薦会	地域福祉課	14	14	5	35.7%	0	0	3	28	9	30	あり	A	民生委員法、川崎市民生委員推薦会規則
24	川崎市社会福祉審議会	地域福祉課	35	21	4	19.0%	0	0	3	29	3	31	あり	A	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例
25	川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会	生活保護・自立支援室	20	12	3	25.0%	3	0	2	27	12	25	あり	D	川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会設置要 綱



No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)		年	月	日			
26	川崎市国民健康保険運営協議会	保険年金課	23	23	6	26.1%	7	3	2	27	5	31	あり	A	国民健康保険法、国民健康保険法施行令、川崎市国民健康保険条例、川崎市国民健康保険運営協議会規則
27	川崎市身体障害者更生資金貸付審査会	障害者雇用・就労推進課	なし	5	1	20.0%	0	0	1	26	7	31	あり	B	川崎市身体障害者更生資金貸付条例、川崎市身体障害者更生資金貸付審査会規則
28	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	障害福祉課	6	6	1	16.6%	0	0	2	26	11	1	あり	D	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会設置要綱
29	川崎市障害程度区分認定審査会	障害計画課	43	25	8	32.0%	0	0	2	27	3	31	あり	A	障害者自立支援法
30	川崎市障害者施策審議会	障害計画課	20	20	8	40.0%	0	0	2	28	5	20		A	川崎市障害者施策審議会条例
31	川崎市精神医療審査会	精神保健福祉センター	11	11	3	27.3%	0	0	2	28	3	31	あり	A	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
32	川崎市精神保健福祉センター判定会	精神保健福祉センター	5	5	1	20.0%	0	0	3	29	3	31	あり	D	川崎市精神保健福祉センター判定会設置要綱
33	川崎市精神保健福祉審議会	精神保健課	20以内	15	3	20.0%	0	0	3	29	3	31	あり	B	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、川崎市精神保健福祉審議会条例
34	川崎市血液対策協議会	医事・薬事課	20以内	13	5	38.5%	0	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市血液対策センター条例、川崎市血液対策センター条例施行規則
35	川崎地区血液対策協議会	医事・薬事課	20以内	12	3	25.0%	0	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
36	麻生地区血液対策協議会	医事・薬事課	20以内	13	2	15.4%	0	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
37	幸地区血液対策協議会	医事・薬事課	20以内	12	5	41.7%	0	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
38	中原地区血液対策協議会	医事・薬事課	20以内	13	2	15.4%	0	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
39	高津地区血液対策協議会	医事・薬事課	20以内	13	5	38.5%	0	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
40	宮前地区血液対策協議会	医事・薬事課	20以内	13	3	23.1%	0	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
41	多摩地区血液対策協議会	医事・薬事課	20以内	13	3	23.1%	0	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
42	川崎市精度管理専門委員会	医事・薬事課	6	5	1	20.0%	0	0	2	27	3	31	あり	D	川崎市精度管理委員会設置要綱
43	川崎市医療安全相談センター運営協議会	医事・薬事課	9	9	6	66.7%	0	0	2	27	3	31	あり	D	川崎市医療安全相談センター運営協議会設置要綱
44	川崎市福祉有償運送運営協議会	高齢者在宅サービス課	15以内	15	5	33.3%	3	1	2	27	3	31	あり	D	道路運送法、道路運送法施行規則、川崎市福祉有償運送運営協議会運営等要綱
45	川崎市高齢者保健福祉計画策定協議会	高齢者事業推進課	12	12	6	50.0%	3	1	10ヶ月	27	3	31		D	川崎市高齢者保健福祉計画策定協議会設置要綱
46	川崎市健康安全研究所調査研究評価委員会	健康安全研究所	13	13	5	38.0%	0	0	2	27	7	31	あり	D	川崎市健康安全研究所調査研究評価委員会設置要綱
47	川崎市健康安全研究所倫理審査委員会	健康安全研究所	6以上	6	3	50.0%	0	0	2	27	9	1	あり	D	川崎市健康安全研究所倫理審査委員会設置要綱
48	川崎市障害程度審査委員会	障害者更生相談所	なし	11	1	9.0%	0	0	3	29	3	31	あり	D	川崎市障害程度審査委員会設置要綱

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等	
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)		年	月	日				
49	川崎市地域医療審議会	医療政策推進室	30以内	19	2	10.5%	1	1	2	28	3	31	あり	B	川崎市地域医療審議会条例	
50	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会	医療政策推進室	15	15	0	0.0%	0	0	2	27	6	30	あり	D	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会要綱	
51	川崎市救急医療情報システム運営委員会	医療政策推進室	11	8	0	0.0%	0	0	2	26	8	31	あり	D	川崎市救急医療情報システム運営委員会要綱	
52	川崎市小児救急医療連絡協議会	医療政策推進室	15	14	1	7.1%	0	0	2	26	7	23	あり	D	川崎市小児救急医療連絡協議会要綱	
53	川崎市周産期医療運営専門会議	医療政策推進室	15	12	2	16.7%	0	0	2	27	10	31	あり	D	川崎市周産期医療運営専門会議設置要綱	
54	川崎市市民葬儀運営協議会	生活衛生課	10	9	3	33.3%	0	0	2	28	3	31	あり	D	川崎市市民葬儀実施要領	
—	川崎市ホームレス自立支援市民事業助成審査委員会	生活保護・自立支援室	6	平成26年6月1日付けで要綱廃止											D	川崎市ホームレス自立支援市民事業助成要綱
健康福祉局合計(審議会数:54)				967	298	30.8%	25	12								
<b>まちづくり局</b>																
1	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会	企画課	30以内	27	3	11.1%	4	1	2	26	7	30	あり	D	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会設置要綱	
2	川崎市建築審査会	まちづくり調整課	7	7	2	28.6%	0	0	2	28	3	31	あり	A	建築基準法、川崎市建築審査会条例	
3	川崎市開発審査会	まちづくり調整課	7	7	3	42.9%	0	0	2	26	7	31	あり	A	都市計画法、川崎市開発審査会条例	
4	川崎市建築等紛争調停委員会	まちづくり調整課	9以内	9	3	33.3%	0	0	2	27	12	31	あり	B	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例	
5	川崎市都市計画審議会	都市計画課	20以内	19	3	15.8%	3	2	2	28	4・5	30・31	あり	A	川崎市都市計画審議会条例	
6	川崎市都市景観審議会	景観・まちづくり支援課	15以内	15	6	40.0%	3	0	2	27	6	30	あり	B	川崎市都市景観条例	
7	川崎市地区まちづくり審議会	景観・まちづくり支援課	7以内	5	3	60.0%	2	1	2	26	6	30	あり	B	川崎市地区まちづくり育成条例	
8	川崎市住宅政策審議会	住宅整備課	15	15	4	26.7%	3	0	2	27	4	30	あり	B	川崎市住宅基本条例、川崎市住宅政策審議会規則	
9	川崎市都市計画事業登戸土地区画整理審議会	登戸区画整理事務所	10	10	0	0.0%	0	0	5	30	12	15	あり	A	土地区画整理法、川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例	
10	登戸土地区画整理事業評価員	登戸区画整理事務所	3	3	0	0.0%	0	0	なし				あり	C	土地区画整理法、川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例	
11	川崎市地域公共交通会議	交通政策室	20以内	14	2	14.3%	2	2	2	27	3	31	あり	D	川崎市地域公共交通会議設置要綱	
12	川崎市耐震改修構造判定検討委員会	施設計画課	6	6	1	17.0%	0	0	2	27	6	30	あり	D	川崎市耐震改修構造判定検討委員会設置要綱	
—	川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会	交通政策室	18	18	1	5.6%	0	0	2	26	3	22	あり	D	川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会設置要綱	
—	川崎市宅地耐震化推進事業検討委員会	宅地企画指導課	平成26年6月1日現在未設置										あり	D	川崎市宅地耐震化推進事業検討委員会設置要綱	
まちづくり合計(審議会数:12)				137	30	21.9%	17	6								



No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)		年	月	日			
<b>建設緑政局</b>															
1	川崎市屋外広告物審議会	路政課	15	13	5	38.5%	3	0	2	28	3	31	あり	B	川崎市屋外広告物条例、川崎市屋外広告物条例施行規則
2	川崎市多摩川プラン推進会議	多摩川施策推進課	10以内	10	1	10.0%	3	1	2	28	3	31	あり	D	川崎市多摩川プラン推進会議設置要綱
—	川崎市自転車等駐車対策協議会	自転車対策室												B	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律、川崎市自転車等駐車対策協議会条例
建設緑政局合計(審議会数:2)				23	6	26.1%	6	1							
<b>港湾局</b>															
1	川崎港港湾審議会	庶務課	35	27	1	3.7%	0	0	2	26	9	30	あり	A	港湾法、川崎港港湾審議会条例
港湾局合計(審議会数:1)				27	1	3.7%	0	0							
<b>川崎区役所</b>															
1	川崎区区民会議	企画課	20	20	8	40.0%	4	2	2	28	3	31	あり	B	川崎市区民会議条例、川崎市区民会議条例施行規則、川崎区区民会議要綱、川崎区区民会議運営要綱
2	いきいきかわさき区提案事業審査委員会	企画課	5	5	3	60.0%	0	0	2	28	3	31	あり	D	いきいきかわさき区提案事業審査委員会設置要綱
3	川崎保健所運営協議会	地域保健福祉課	20	16	5	31.3%	0	0	2	27	5	31	あり	B	地域保健法、川崎市保健所運営協議会条例
4	川崎区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	2	28.6%	0	0	3	26	6	30	あり	D	川崎市民生委員推薦会規則
5	川崎区地域福祉計画推進委員会	地域保健福祉課	17	14	6	42.9%	0	0	1年 10ヶ月	28	3	31	あり	D	川崎区地域福祉計画推進委員会設置要綱
6	川崎区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12以内	12	6	50.0%	2	2	2	28	5	31	あり	D	川崎区健康づくり推進会議設置運営要綱
7	川崎区地域包括支援センター運営協議会	高齢・障害課	8	8	5	62.5%	2	2	3	27	6	30	あり	D	川崎区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱
8	川崎市教育文化会館運営審議会	生涯学習支援課	10以内	8	5	62.5%	1	1	2	28	4	30	あり	B	川崎市教育文化会館条例、川崎市教育文化会館運営審議会規則
川崎区役所合計(審議会数:8)				90	40	44.4%	9	7							
<b>幸区役所</b>															
1	幸区区民会議	企画課	20	20	12	60.0%	4	3	2	26	6	30	あり	B	川崎市区民会議条例、幸区区民会議要綱
2	幸区提案型協働推進事業審査委員会	企画課	5	5	1	20.0%	0	0	2	27	5	31	あり	D	幸区提案型協働推進事業審査委員会設置要綱
3	幸市民館運営審議会	生涯学習支援課	10以内	8	3	37.5%	1	1	2	28	4	30	あり	B	社会教育法、川崎市市民館条例、川崎市市民館運営審議会規則
4	川崎市幸保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	15	5	33.0%	0	0	2	28	4	30	あり	B	地域保健法、川崎市保健所運営協議会条例
5	幸区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12以内	10	5	50.0%	0	0	2	28	5	31	あり	D	幸区健康づくり推進会議設置運営要綱

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)		年	月	日			
6	幸区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	2	28.6%	0	0	3	26	6	30	あり	D	川崎市民生委員推薦会規則
7	幸区地域福祉計画推進会議	地域保健福祉課	20以内	16	10	62.5%	0	0	3	29	3	31	あり	D	幸区地域福祉計画推進会議設置要綱
8	幸区食育推進分科会	地域保健福祉課	13	12	11	91.7%	0	0	2	28	5	31	あり	D	幸区食育推進分科会設置運営要領
9	幸区地域包括支援センター運営協議会	高齢・障害課	8	8	5	62.5%	2	1	3	27	6	30	あり	D	幸区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱
幸区役所合計(審議会数:9)				101	54	53.5%	7	5							
<b>中原区役所</b>															
1	中原区区民会議	企画課	20以内	20	7	35.0%	4	2	2	26	6	30	あり	B	川崎市区民会議条例、川崎市区民会議条例施行規則、中原区区民会議要綱
2	中原区市民提案型事業審査委員会	企画課	7以内	7	3	42.9%	0	0	2	27	12	31	あり	D	中原区市民提案型事業審査委員会設置要領
3	中原市民館運営審議会	生涯学習支援課	10以内	8	3	37.5%	1	0	2	28	4	30	あり	B	川崎市市民館条例、川崎市市民館運営審議会規則
4	中原保健所運営協議会	地域保健福祉課	20	16	4	25.0%	0	0	2	28	4	30	あり	B	川崎市保健所運営協議会条例
5	中原区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	3	42.9%	0	0	3	26	6	30	あり	D	川崎市民生委員推薦会規則
6	中原区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12	12	7	58.3%	0	0	2	28	5	31	あり	D	中原区健康づくり推進会議設置運営要綱
7	中原区地域福祉計画推進検討会議	地域保健福祉課	20	16	8	50.0%	1	1	3	27	3	31	あり	D	中原区地域福祉計画推進検討会議設置要綱
8	中原区食育推進分科会	地域保健福祉課	13	12	12	100.0%	0	0	2	28	5	31	あり	D	中原区食育推進分科会設置運営要綱
9	中原区地域包括支援センター運営協議会	高齢・障害課	8	8	5	62.5%	0	0	3	27	6	30	あり	D	中原区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱
中原区役所合計(審議会数:9)				106	52	49.1%	6	3							
<b>高津区役所</b>															
1	川崎市大山街道ふるさと館運営協議会	総務課	10	7	3	42.8%	0	0	2	28	5	31	あり	B	川崎市大山街道ふるさと館条例、川崎市大山街道ふるさと館条例施行規則
2	高津区区民会議	企画課	20	20	6	30.0%	5	3	2	28	6	30	あり	B	川崎市区民会議条例、川崎市区民会議条例施行規則、高津区区民会議要綱
3	高津区協働事業提案選考・外部評価委員会	企画課	5	5	2	40.0%	0	0	2	27	3	31	あり	D	高津区協働事業提案選考・外部評価委員会設置要綱
4	川崎市高津市民館運営審議会	生涯学習支援課	10	9	2	22.2%	1	0	2	28	4	30	あり	B	川崎市市民館条例
5	高津区地域福祉計画推進検討会議	地域保健福祉課	20以内	18	6	33.3%	2	1	3	29	3	31	あり	D	高津区地域福祉計画推進検討会議設置要綱
6	高津区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	2	28.6%	0	0	3	26	6	30	あり	D	川崎市民生委員推薦会規則
7	高津保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	19	5	26.3%	1	1	2	28	4	30	あり	B	川崎市保健所運営協議会条例

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)		年	月	日			
8	高津区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12	12	5	55.5%	1	0	2	28	5	31	あり	D	高津区健康づくり推進会議設置運営要綱
9	高津区食育推進分科会	地域保健福祉課	13	13	11	84.6%	0	0	2	28	5	31	あり	D	高津区食育推進分科会設置運営要綱
10	高津区地域包括支援センター運営協議会	高齢・障害課	8	8	4	50.0%	0	0	3	27	6	30	あり	D	高津区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱
高津区役所合計(審議会数:10)				118	46	39.0%	10	5							
<b>宮前区役所</b>															
1	宮前区区民会議	企画課	20	20	6	30.0%	2	0	2	28	3	31	あり	B	川崎市区民会議条例
2	宮前保健所運営協議会	地域保健福祉課	17	17	5	29.4%	0	0	2	26	6	30	あり	B	地域保健法第11条、川崎市保健所運営協議会条例
3	宮前区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12	12	9	75.0%	1	1	2	28	5	31	あり	D	宮前区健康づくり推進会議設置運営要綱
4	宮前区食育推進分科会	地域保健福祉課	12	12	12	100.0%	0	0	2	28	5	31	あり	D	宮前区食育推進分科会設置要綱
5	宮前区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	3	42.8%	0	0	3	27	6	30	あり	D	川崎市民生委員推薦会規則
6	宮前区保健福祉のまちづくり推進会議	地域保健福祉課	14	14	11	78.6%	0	0	2	27	3	31	あり	D	宮前区保健福祉のまちづくり推進会議設置要綱
7	川崎市宮前市民館運営審議会	生涯学習支援課	10	8	4	50.0%	1	1	2	28	4	30	あり	B	社会教育法、川崎市市民館条例
8	川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会	生涯学習支援課	8	8	3	37.5%	2	1	2	27	4	30	あり	B	社会教育法、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例
9	宮前区地域包括支援センター運営協議会	高齢・障害課	8	8	4	50.0%	0	0	3	27	6	30	あり	D	宮前区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱
宮前区役所合計(審議会数:9)				106	57	53.8%	6	3							
<b>多摩区役所</b>															
1	磨けば光る多摩事業審査会	企画課	7	7	2	28.5%	0	0	2	28	3	31	あり	D	磨けば光る多摩事業審査会設置要綱
2	多摩区区民会議	企画課	20	20	4	20.0%	4	0	2	26	6	30	あり	B	川崎市区民会議条例等
3	多摩市民館運営審議会	生涯学習支援課	10以内	8	3	37.5%	1	1	2	28	4	30	あり	B	川崎市市民館条例、川崎市市民館運営審議会規則
4	川崎市多摩保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	17	4	23.5%	0	0	2	28	4	30	あり	B	川崎市保健所運営協議会条例
5	多摩区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	3	42.8%	0	0	3	26	6	30	あり	D	川崎市民生委員推薦会規則
6	多摩区地域福祉計画推進会議	地域保健福祉課	16以内	16	9	56.3%	2	2	3	29	3	31	あり	D	多摩区地域福祉計画推進会議設置要綱
7	川崎市多摩区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12	12	4	33.0%	0	0	2	28	5	31	あり	D	川崎市多摩区健康づくり推進会議設置運営要綱
8	川崎市多摩区食育推進分科会	地域保健福祉課	13	13	8	62.0%	0	0	2	28	5	31	あり	D	川崎市多摩区食育推進分科会設置運営要綱

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)		年	月	日			
9	多摩区地域包括支援センター運営協議会	高齢・障害課	8	8	3	37.5%	2	1	3	27	6	30	あり	D	多摩区地域包括支援センター運営協議会実施要綱
多摩区役所合計(審議会数:9)				108	40	37.0%	9	4							
<b>麻生区役所</b>															
1	麻生区区民会議	企画課	20以内	20	5	25.0%	6	1	2	26	6	30	あり	B	川崎市区民会議条例
2	麻生保健所運営協議会	地域保健福祉課	16	16	3	18.8%	0	0	2	26	6	30	あり	B	地域保健法第11条 川崎市保健所運営協議会条例
3	麻生区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	2	28.6%	0	0	3	27	6	30	あり	D	川崎市民生委員推薦会規則
4	あさお福祉計画推進会議	地域保健福祉課	19	19	8	42.1%	3	2	4	29	3	31	あり	D	あさお福祉計画推進会議設置要綱
5	麻生区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	11	11	4	36.4%	2	2	2	28	5	31	あり	D	麻生区健康づくり推進会議設置運営要綱
6	麻生区食育推進分科会	地域保健福祉課	10	10	7	70.0%	0	0	2	28	5	31	あり	D	麻生区食育分科会設置運営要綱
7	麻生区地域包括支援センター運営協議会	高齢・障害課	8以内	8	3	37.5%	0	0	3	27	6	30	あり	D	麻生区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱
8	川崎市麻生市民館審議会	生涯学習支援課	10以内	8	3	37.5%	1	0	2	28	4	30	あり	B	社会教育法、川崎市市民館条例、川崎市市民館運営審議会規則
麻生区役所合計(審議会数:8)				99	35	35.4%	12	5							
<b>上下水道局</b>															
1	川崎市上下水道事業経営問題協議会	経営企画課	13	13	5	38.5%	2	2	2	26	9	30	あり	D	川崎市上下水道事業経営問題協議会要綱
上下水道局合計(審議会数:1)				13	5	38.5%	2	2							
<b>交通局</b>															
1	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会	お客様サービス課	8	8	4	50.0%	0	0	1	27	5	31	あり	D	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査会背設置要綱
2	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査委員会	管理課	5	5	1	20.0%	0	0	6ヶ月	26	9	30	あり	D	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査委員会設置要綱
3	川崎市交通局営業所管理委託に係る評価委員会	管理課	10以内	8	3	37.5%	0	0	2	27	3	31	あり	D	川崎市交通局営業所管理委託に係る評価委員会設置要綱
—	川崎市バス営業所管理委託事業者選定委員会	管理課	休止中											D	川崎市バス営業所管理委託事業者選定委員会設置要綱
—	川崎市バス事業経営問題検討会	経営企画課	休止中											D	川崎市バス事業経営問題検討会設置要綱
交通局合計(審議会数:3)				21	8	38.1%	0	0							
<b>病院局</b>															
1	川崎市立多摩病院運営協議会	経営企画室	15以内	14	2	14.3%	3	1	2	26	7	31	あり	D	川崎市立多摩病院運営協議会設置要綱

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)		年	月	日			
2	川崎市立病院運営委員会	経営企画室	6以内	6	1	16.7%	0	0	3	28	3	31	あり	D	川崎市立病院運営委員会設置要綱
病院局合計(審議会数:2)				20	3	15.0%	3	1							
<b>消防局</b>															
1	川崎市危険物保安研究会	危険物課	20	15	0	0.0%	0	0	2	28	3	31	あり	D	川崎市危険物保安研究会要綱
2	川崎市コンビナート安全対策委員会	危険物課	30	20	2	10.0%	0	0	2	28	3	31	あり	D	川崎市コンビナート安全対策委員会要綱
3	川崎市救急業務検討委員会	救急課	16	16	2	12.5%	0	0	2	26	6	30	あり	D	川崎市救急業務検討委員会設置要綱
4	川崎市メディカルコントロール協議会	救急課	なし	16	2	12.5%	0	0	2	28	3	31	あり	D	川崎市メディカルコントロール協議会設置要綱
消防局合計(審議会数:4)				67	6	9.0%	0	0							
<b>教育委員会</b>															
1	川崎市教育改革推進協議会	企画課	13	13	4	30.8%	2	1	2	27	3	31	あり	D	川崎市教育改革推進協議会の設置及び運営要綱
—	川崎市立学校社会見学委員会	指導課	平成26年6月1日現在未委嘱											D	川崎市立学校社会見学委員会規則
2	川崎市就学指導委員会	指導課	35以内	24	8	33.3%	0	0	1	27	3	31	あり	D	川崎市就学指導委員会要綱
3	川崎市特別支援教育問題研究協議会	指導課	なし	16	6	37.5%	0	0	1	27	3	31	あり	D	川崎市特別支援教育問題研究協議会要綱
4	川崎市総合教育センター運営委員会	総務室	25	17	3	17.6%	0	0	2	28	5	31	あり	B	川崎市総合教育センター条例
5	川崎市立日本民家園協議会	日本民家園	10	10	4	40.0%	2	2	2	27	6	30	あり	B	川崎市立日本民家園条例、川崎市立日本民家園協議会規則
6	川崎市青少年科学館協議会	青少年科学館	10	10	1	10.0%	2	0	2	28	5	31	あり	B	川崎市青少年科学館条例、川崎市青少年科学館協議会規則
7	川崎市文化財審議会	文化財課	10以内	10	3	30.0%	0	0	2	28	5	1	あり	B	川崎市文化財保護条例第3条・第4条
8	川崎市地名資料収集委員会	文化財課	10以内	3	1	33.3%	0	0	2	27	8	31	あり	D	川崎市地名資料収集委員会設置要綱
9	川崎市立学校児童生徒心臓病運営委員会	健康教育課	なし	21	8	38.1%	0	0	1	27	3	31	あり	D	川崎市立学校児童生徒心臓病運営委員会要綱
10	川崎市立学校児童生徒腎疾患対策委員会	健康教育課	なし	19	7	36.8%	0	0	1	27	3	31	あり	D	川崎市立学校児童生徒腎疾患対策委員会要綱
11	川崎市立学校児童生徒糖尿病対策委員会	健康教育課	なし	18	9	50.0%	0	0	1	27	3	31	あり	D	川崎市立学校児童生徒糖尿病対策委員会要綱
12	川崎市立学校児童生徒結核対策委員会	健康教育課	なし	15	9	60.0%	0	0	1	27	3	31	あり	D	川崎市立学校児童生徒結核対策委員会要綱
13	川崎市就学時健康診断検討委員会	健康教育課	11	11	3	27.3%	0	0	1	27	3	31	あり	D	川崎市就学時健康診断検討委員会要綱
14	川崎市立図書館協議会	中原図書館	10以内	10	4	40.0%	2	1	2	28	5	31	あり	B	川崎市立図書館設置条例

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)		年	月	日			
15	教育文化会館及び市民館大ホールの優先申請審査会	生涯学習推進課	10	8	2	25.0%	0	0	2	27	3	31	あり	D	教育文化会館及び市民館大ホールの優先申請審査会要領
16	川崎市地域教育会議推進協議会	生涯学習推進課	19	19	4	21.1%	0	0	1	27	3	31	あり	D	川崎市地域教育会議推進協議会設置要綱
17	川崎市社会教育委員会	生涯学習推進課	20	20	8	40.0%	2	2	2	28	4	30	あり	B	社会教育法、川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会規則
18	川崎市地域日本語教育推進協議会	生涯学習推進課	16	16	8	50.0%	0	0	2	27	3	31	あり	D	川崎市地域日本語教育推進協議会設置要項
19	川崎市家庭教育推進協議会	生涯学習推進課	17	17	12	70.6%	0	0	1	26	6	30	あり	D	川崎市家庭教育推進協議会設置要綱
20	川崎市子ども会議推進委員会	生涯学習推進課	25以内	19	7	36.8%	0	0	1	27	3	31	あり	D	川崎市子どもの権利に関する条例、川崎市子ども会議要綱、川崎市子ども会議推進委員会設置要項
—	指導改善研修審査会	教職員課	平成26年6月1日現在未委嘱											D	指導が不適切な教員に対する人事管理システムに関する規則
21	読書のまち・かわさき事業推進委員会	指導課	18	18	6	33.3%	0	0	1	26	6	3	あり	D	「読書のまち・かわさき」事業推進委員会設置要綱
22	読書のまち・かわさき子ども読書活動連絡協議会	指導課	17	17	13	76.5%	0	0	1	26	6	10	あり	D	「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡協議会設置要綱
23	教科用図書選定審議会	指導課	40以内	40	17	42.5%	0	0	1	26	8	31	あり	D	川崎市教科用図書選定審議会規則
24	橘樹郡街調査指導委員会	文化財課	6	6	0	0.0%	0	0	規定なし	28	3	31		D	橘樹郡街調査指導委員会設置要綱
—	川崎市大学奨学生選考委員会	学事課	平成26年6月1日現在未委嘱											D	川崎市大学奨学生選考委員会設置要綱
25	中学校給食推進連絡協議会	中学校給食推進室	なし	17	6	35.3%	0	0	なし					D	中学校給食推進連絡協議会設置要綱
教育委員会合計(審議会数:25)				394	153	38.8%	10	6							
<b>選挙管理委員会</b>															
1	川崎市明るい選挙推進協議会	選挙課	16	16	2	12.5%	0	0	2	28	3	31	あり	D	川崎市明るい選挙推進協議会規約
選挙管理委員会合計(審議会数:1)				16	2	12.5%	0	0							
<b>オンブズマン事務局</b>															
1	川崎市市民オンブズマン専門調査員	市民オンブズマン事務局	4	4	2	50.0%	0	0	1	26 27	9,11, 3	30,30, 31	あり	C	川崎市市民オンブズマン条例、市民オンブズマン条例に基づく専門調査員の職務、勤務日、勤務時間等に関する要綱
2	川崎市人権オンブズパーソン専門調査員	市民オンブズマン事務局	4	4	4	100.0%	4	4	1	27	3,4	31,3 0	あり	C	川崎市人権オンブズパーソン条例、人権オンブズパーソン条例に基づく専門調査員の職務、勤務日、勤務時間等に関する要綱
オンブズマン事務局合計(審議会数:2)				8	6	75.0%	4	4							
合計(審議会数:239)				3,381	1,064	31.5%	207	95							

## 6 各局(室)区の審議会等における女性委員の参加比率分布

局(室)区名 女性委員の参加比率	総務局	総合企画局	財政局	市民・こども局	経済労働局	環境局	健康福祉局	まちづくり局	建設緑政局	港湾局	川崎区役所	幸区役所	中原区役所	高津区役所	宮前区役所	多摩区役所	麻生区役所	上下水道局	交通局	病院局	消防局	教育委員会	選挙管理委員会	オンブズマン事務局	合計	構成比(%)
100.0%	1												1		1									1	4 (1.7%)	
90.0-99.9%												1													1	1 (0.4%)
80.0-89.9%														1											1	1 (0.4%)
70.0-79.9%															2		1					2			5	2 (2.1%)
60.0-69.9%				1			1	1			3	3	1			1						1			12	5 (5.0%)
50.0-59.9%		1		3	2		5				1	1	2	2	2	1			1			2		1	24	10 (10.1%)
40.0-49.9%	3			3	2	1	3	2			2		2	2	1	1	1					4			27	11 (11.3%)
30.0-39.9%	1	1	3	10	2	2	9	1	1		1	2	2	2	2	3	3	1	1			10			57	23 (23.8%)
20.0-29.9%	1	1	2	7	1	1	13	2			1	2	1	3	1	3	2		1			3			45	18 (18.8%)
10.0-19.9%	5			1	3	2	13	4	1								1			2	3	2	1		38	15 (15.9%)
0.0-9.9%	2		1	3	4		10	2		1											1	1			25	10 (10.5%)
うち 0.0%			1	1	1		7	2													1	1			14	5 (5.9%)
合計	13	3	6	28	14	6	54	12	2	1	8	9	9	10	9	9	8	1	3	2	4	25	1	2	239	100%

### 【女性の参加比率40%を満たしていない審議会等の数】

40%未満	8	2	3	19	10	5	44	9	2	1	2	4	3	5	3	6	6	1	2	2	4	15	1	0	157 (65.7%)
-------	---	---	---	----	----	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	-------------

注) 委員総数が3名の審議会等の場合、男女いずれか一方が1名(33.3%)の審議会等は除外

\*各局(室)区ごとの女性委員の参加比率を区分ごとに見ると、30.0%~39.9%の審議会等が57(構成比23.8%)と最も多い。



## 7 女性委員のいない審議会等 集計

局（室）区名	審議会等名	女性委員のいない理由	選任時における男女比への配慮 (※1)	目標		
				平成26年度	平成27年度	平成28年度
1 財政局	契約課	川崎市作業報酬審議会	関係団体代表者の代表に女性の参画を打診したが、紹介が得られなかったため。	1	任期満了を迎えるため、引き続き関係団体の代表者に女性の参画を打診し、2名以上の女性参画を目指す。	任期満了を迎えるため、引き続き関係団体の代表者に女性の参画を打診し、2名以上の女性参画を目指す。
2 市民・子ども局	子ども本部 子ども家庭課	川崎市特定不妊治療費助成事業協議会	専門分野に女性が少なく、関係団体から紹介が得られなかったため。	3	推薦依頼の際に、協議会委員の男女比に注意し、推薦団体に対し、女性の参画を依頼するよう配慮する。	推薦依頼の際に、協議会委員の男女比に注意し、推薦団体に対し、女性の参画を依頼するよう配慮する。
3 経済労働局	労働雇用部	川崎市立労働会館運営委員会	関係団体代表者の代表に女性の参画を要請したが、紹介が得られなかったため。	1	1人増やす(10%)。次回改選時に欠員1名の枠を、関係団体から女性を選出できるように検討中。	
4 まちづくり局	登戸区画整理事務所	川崎市都市計画事業登戸土地区画整理審議会	委員10名中、8名の委員は選挙で選出し、2名の学識経験者は専門分野に女性が少ないため、登用が難しい。	3	任期途中で学識経験委員が交代する場合には、女性の参画を考慮し、候補者の選任に配慮する。	任期途中で学識経験委員が交代する場合には、女性の参画を考慮し、候補者の選任に配慮する。
5	登戸区画整理事務所	登戸土地区画整理事業評価員	評価員3名中、2名は充て職、1名の学識経験者は専門分野に女性が少ないため、登用が難しい。	3	学識経験委員が交代する場合には、女性の参画を考慮し、候補者の選任に配慮する。	学識経験委員が交代する場合には、女性の参画を考慮し、候補者の選任に配慮する。
6 健康福祉局	医療政策推進室	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会	関係団体代表者の代表に女性の参画を要請したが、紹介が得られなかったため。	1		推薦依頼の際に、審議会委員の男女比に注意し、推薦団体に対し、今年度は女性の参画を依頼するよう配慮する。
7	医療政策推進室	川崎市救急医療情報システム運営委員会	関係団体代表者の代表に女性の参画を要請したが、紹介が得られなかったため。	1	推薦依頼の際に、審議会委員の男女比に注意し、推薦団体に対し、今年度は女性の参画を依頼するよう配慮する。	1人増やす(12.5%)



局(室)区名	審議会等名	女性委員のいない理由	選任時における男女比への配慮(※1)	目標		
				平成26年度	平成27年度	平成28年度
8	健康福祉局 健康増進課	川崎市胃がん内視鏡検診精度管理委員会	専門的な分野で女性が少ないため	3		1人増をめざす(11.1%)
9	健康増進課	胃がん検診小委員会	専門的な分野で女性が少ないため	3		1人増をめざす(11.1%)
10	健康増進課	大腸がん検診小委員会	専門的な分野で女性が少ないため	3		1人増をめざす(11.1%)
11	健康増進課	乳がん検診小委員会	専門的な分野で女性が少ないため	3		1人増をめざす(11.1%)
12	健康増進課	肺がん検診小委員会	専門的な分野で女性が少ないため	3		1人増をめざす(11.1%)
13	消防局 危険物課	川崎市危険物保安研究会	各消防署の推薦団体が依頼事業所に対して推薦依頼を行っても、危険物の保安に関する学識経験者に女性が少なく、参加が得られないため。	3	消防局として、特定の人物を指名する方式ではないが、今後も継続して推薦依頼の際、各消防署の推薦団体に対して、女性の参加を可能な限り依頼するよう、委員就任を承諾した事業所に働きかけるようにする。	同左
14	教育委員会 文化財課	橘樹郡衛調査指導委員会	この分野での女性学識経験者はいないため。	1	現状、当該分野を専門とする学識者で委員にふさわしい者はいないため、参加促進は難しい。	同左

(※1) 1を「配慮した」、2を「配慮しなかった」、3を「その他」とし、3については、国の法律等で委員構成が厳密に規定されていたり専門分野や管理職級に女性がいない等、担当課の取組みだけでは参加を促進できない事由がある場合を意味する。  
\*女性委員のいない審議会等は、全部で14である(前年度8)。  
\*女性委員のいない審議会等を持つ所管課の委員選任時における男女比への配慮度について、14の審議会等のうち「配慮した」審議会等は4(28.6%)、「配慮しなかった」審議会等は0(0%)、「その他」と回答した審議会等は10(71.4%)であった。

# 調 查 資 料

## 川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「男女平等かわさき条例」(平成13年条例第14号)の理念に基づき、政策・方針決定の場における女性の参画を拡大するため、審議会等の委員への女性の参加を積極的に促進することを目的とする。

### (対象)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法第202条の3に基づく審議会等
- (2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関
- (3) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
- (4) 要綱等に基づき設置された協議会等

### (目標)

第3条 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、次の各号に掲げる事項を平成30年度までの目標とする。

- (1) 審議会等委員の女性比率が40パーセントとなるようめざす。
- (2) 女性委員のいない審議会等をなくす。
- (3) 委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等を全体の30パーセントとする。

### (局長等の責務)

第4条 川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に掲げる局及び市民・こども局こども本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局の長(以下「局長等」という。)は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、柔軟かつ積極的な取組に努めるものとする。

- (1) 委員を選任する際は、積極的に女性の人材発掘に努めること。
- (2) 専門的な知識や経験を有する者を選任する際には、専門領域や職種等をできるだけ幅広くとらえ、女性の人材を求めること。
- (3) 団体に推薦を依頼する際には、役職者等に限定せず、女性の適任者を推薦するよう協力を求めること。

### (事前協議)

第5条 局長等は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、第3条に掲げる目標を達成するために、委員が確定する前に、この要綱に定める「審議会等の委員選任に係る事前協議書」(別記様式)に基づき、男女共同参画推進員(各所管局庶務担当課長)の合議の上、市民・こども局長と事前協議を行うものとする。

- 2 市民・こども局長は、事前協議後速やかに、前項の協議結果を当該局長等に通知するものとする。
- 3 審議会等の委員の委嘱においては、前項により通知された事前協議書の結果を添付するものとする。
- 4 市民・こども局長は、個人情報保護に十分留意しながら広く女性の人材情報を収集し、局長等の求めに応じ、その提供を行うものとする。

(女性の参加状況調査)

第6条 局長等は、市民・こども局長の要請に応じ、毎年度、その所管に属する審議会等の委員への女性の参加状況を調べ、また、その促進計画を作成し、指定する期日までに市民・こども局長に提出するものとする。

- 2 前項により実施された調査結果は、これを公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第3項及び第4項の規定については、附属機関等委員の委嘱日が平成20年4月1日以後のものから適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式（第5条関係）

## 審議会等の委員選任に係る事前協議書

平成 年 月 日

市民・こども局長 様

局長

所管課名 課

担当者名 内線

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱第5条に基づき、審議会等の委員選任に係る事前協議を行います。

審議会等名		新規設置・改選年月日					平成 年 月 日								
根拠法令等		再任の取扱い (○をつける)					あり なし								
区分	現状値 (※改選時に記入)					選任予定 (※新規・改選時に記入)					検討後の選任予定 (※新規・改選時に記入)				
	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)
委員 内 訳	学識経験														
	団体推薦														
	市民公募														
	行政職員														
	合計														

※目標値（女性比率 40%）を達成しない理由、選任予定の女性比率 50%未満で現状値より比率が下がる理由

※協議の経緯・結果  委員構成の改正  人材情報の提供  要綱の改正  その他

※選任における課題等

### 審議会等の委員選任に係る事前協議結果通知書

平成 年 月 日

局長 様

以上のとおり、事前協議が終了しましたので、協議結果について通知いたします。

市民・こども局長

# 調査の実施に伴う留意事項

## 1. 調査の対象となる審議会等（第2条）

(1) 地方自治法第202条の3に基づく審議会等

市町村防災会議・民生委員推薦会・国民健康保険運営協議会・地方社会福祉審議会・土地利用審査会・地方障害者施策推進協議会・公害健康被害認定審査会・損害評価会・地方港湾審議会・土地区画整理審議会・建築審査会・開発審査会・介護認定審査会・精神医療審査会・市町村国民保護協議会・地方独立行政法人評価委員会・感染症審査協議会・市町村都市計画審議会・市街地再開発審査会・障害程度区分認定審査会・児童福祉審議会

(2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関

(3) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員

(4) 要綱等に基づき設置された協議会等

ただし、次に掲げる審議会等は、除外します。

- (1) 調査基準日(毎年6月1日現在)において審議会等が①未設置のもの、②休止中のもの、③審議会等が実在するが実際に委員が選任されていない状況にあるもの
- (2) その他、協議の結果、調査の対象外とみなされたもの

## 2. 専門委員における女性委員比率の解釈

専門委員については、女性の委員比率を次のように解釈しています。

所管する専門委員が複数いる場合には、その総数に対し、最低でも40パーセントを女性委員とするよう、そして、最終的には男女ほぼ同数となることをめざします。

当調査においても、この解釈に即した記入をお願いします。

# 川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票（様式1）

記入所管課名	局	部	担当	( )
		課	内線	

**【記入に関する留意点】**

- \* 各課で所管するすべての審議会等について提出をお願いします。
- \* 設置根拠規定(関係条例・要綱等)及び委員名簿をあわせて提出してください。
- \* 地方自治法第174条の専門委員における女性委員比率の解釈については、別添「留意事項」を参考に、あてはまる部分の記入をお願いします。
- \* 会長・副会長の性別及び人数については、上段は平成25年6月1日現在、下段は平成26年6月1日現在の内訳を記入して下さい。
- \* 副会長等が複数いる場合には性別と人数を記入してください。

※ 国の法律等で委員構成が厳密に規定されていたり、専門分野や管理職級に女性がいない等、担当課の取組だけでは参加を促進できない事由がある場合には「3.その他」を選択し、下段にその旨を記入して下さい。

No.	審議会名	所管課	根拠法令等	地方自治法による根拠 (いずれかに○)		会長 (性別)	副会長 (性別)	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期		再任の 取扱い (いずれかに○)	特記 事項 (解消の 有無等)	担当課として、選任の際に男女比に 配慮したか(いずれかに○)	
				定数 (人)	現員 (人)			現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のうち 女性委員 (人)	年月日 から	年月日 まで							
1				A	B												有	新規	1.した	2.しなかった
				C	D														3.その他↓	
2				A	B												有	新規	1.した	2.しなかった
				C	D														3.その他↓	
3				A	B												有	新規	1.した	2.しなかった
				C	D														3.その他↓	
4				A	B												有	新規	1.した	2.しなかった
				C	D														3.その他↓	
5				A	B												有	新規	1.した	2.しなかった
				C	D														3.その他↓	
6				A	B												有	新規	1.した	2.しなかった
				C	D														3.その他↓	
7				A	B												有	新規	1.した	2.しなかった
				C	D														3.その他↓	

2014（平成 26）年度  
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書

2014（平成 26）年 12 月発行

所 管： 川崎市市民・子ども局人権・男女共同参画室  
男女平等推進担当  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1  
電話：044-200-2300